

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、檀原市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が
ありました。

令和四年十月七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（デジタル数値撮影及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 檀原市全域
- 三 測量の期間 令和四年十二月一日から令和五年三月十五日まで